

〔研究論文〕

## 国連人権理事会の普遍的定期的審査制度から見た 日本国政府の人権政策の趨勢について

椎野 信雄

〔Article〕

### On the Trends of Japan's National Policy of Human Rights Seen from the Universal Periodic Review of the UN Human Rights Council

Nobuo SHIINO

#### Abstract

The United Nations Human Rights Council established in 2006 is one of the permanent UN agencies aimed at strengthening the capacity to cope with human rights issues in the context of reform of the United Nations system and the mainstreaming of human rights in the United Nations. Since the United Nations Charter (1945), the issue of human rights has become the theme of international law in international society, not domestic jurisdictional matter. The Human Rights Council is the inter-governmental body responsible for recommending and coping with human rights violations, and promoting the mainstreaming of human rights within the United Nations system, recommending the development of international human rights laws. The UNHRC addresses human rights-related situations in all UN member states, supporting UN member states to fulfill their duties on human rights. The most unique procedure of the HRC is the Universal Periodic Review (UPR), which is a framework in which United Nations member countries regularly review the human rights situation of all United Nations member countries. There is not such universal mechanism in the current United Nations. UPR is to remind each country of the responsibility to respect and implement all human rights and fundamental freedoms, ultimately to improve the human rights situation and cope with human rights violations in all countries. The review procedure is a government-initiated process, starting with the creation of a national report, being reviewed at the working group, issuing recommendations from other Member States, and adopting the outcome report at the HRC. This paper examines the trends of Japan's national policy of human rights seen from the responses of Japan in this UPR.

#### 0. はじめに

国連人権理事会は、国際連合における国連機構改革や人権の主流化の流れの中で、国連としての人権問題への対処能力の強化のために、2006年に創設された常設の国連機関の一つである。人権問題は、国連憲章(1945年)以降、国内管轄事項ではなく、国際社会の国際法のテーマとなった。国連理事会は、人権侵害への対処・勧告、国連システム内での人権の主流化の促進、国際人権法の発展への勧告、各国の人権状況などの審議など、加盟国が人権に関する義務を果たせるように支援

している。その人権理事会の最もユニークな手続は、普遍的定期的審査UPRである。これは、国連加盟国が国連加盟国すべての人権記録状況を普遍的に定期的に審査(レビュー)する枠組である。今現在の国連には、こうした普遍メカニズムは、他に存在していない。UPRは、あらゆる人権や基本的自由を尊重し履行する責任について各国に想起させ、最終的にあらゆる国において、人権状況を改善し、人権侵害に対処するためのものである。審査の手順は政府主導のプロセスで、政府報告書の作成から始まり、作業部会で審査され、他の国連加盟国からの「勧告」が発言され、被審査国のフォローアップを含めた結果文書が人権理事会本会で採択されるのである。本稿は、このUPRにおける日本国の対応から見られる日本国政府の人権政策の趨勢を検討するものである。

## 1. 国連人権理事会とは

国連人権理事会(United Nations Human Rights Council)UNHRC<sup>1</sup>は、国連における「人権の主流化」の流れの中で、国連としての人権問題への対処能力の強化のために、国連総会の直接の下部組織(補助機関)として、世界の人権状況を監視することによって人権状況を改善し、人権侵害に対処する目的で、2006年6月19日に正式に設置された。人権と基本的自由の促進と保護に責任を持つ国連の政府間機関である。事務局機能は、国連人権高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)OHCHR<sup>2</sup>が担っている。

人権の主流化(human rights mainstreaming)<sup>3</sup>の流れとは、以下のようなものである。1993年の世界人権会議とその成果である「ウィーン宣言および行動計画」<sup>4</sup>で、人権は国連もしくは国際社会の目的の一つではなく、人権こそが最も重要な価値であり、あらゆる組織やその活動の方向を決める指針であることが確認された。1997年にコフィー・アナン国連事務総長は、国連改革計画報告書(A/RES/51/950)<sup>5</sup>において「人権 78. 人権は平和と安全保障、経済的繁栄、社会的平等の促進に不可欠である。・・・したがって、人権の問題は、事務局の作業部門プログラムの4つの独自の分野(平和と安全保障、経済的・社会的問題、開発協力、人道的問題)のそれぞれを横断するものとして示されてきた。」と主張したのである。2000年の国連ミレニアム・サミットの後の国連総会では、「ミレニアム宣言」(決議55/2)<sup>6</sup>が採択された。貧困削減のためのミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)が設定されると共に、「我々は、民主主義を推進し、法の支配並びに発展の権利を含む、国際的に認められた全ての人権および基本的自由の尊重を強化するため、いかなる努力も惜しまない。」との課題も掲げられていた。そして2004年の「ハイレベル委員会報告書」(A/59/565)の提案を受けて2005年3月に出されたアナン事務総長の国連改革に関する報告書(「より大きな自由を求めて」)In Larger Freedom<sup>7</sup>の中で提唱された「国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え」が「人権の主流化」である。この国連機構改革の報告書の中で、人権高等弁務官事務所の強化、および人権委員会の廃止と人権理事会の創設が提案されていたのである<sup>8</sup>。

2005年9月に開催された、ミレニアム総会のレビューとしての国連特別首脳会合では、同報告書を基礎に成果文書<sup>9</sup>がとりまとめられ、安保理の改革はならなかったが、MDGsの推進および「平和構築委員会」の設置が合意され、さらに国連改革の一環でもある「人権の主流化」の重要性が再確認され、人権高等弁務官事務所の強化(5年で予算の倍増)、や「人権理事会」の創設が基本合意された。その後、国連加盟国間で、理事会の機能や理事国の選出方法などについて非公式の協議が続けられた。そして2006年2月23日に総会議長案が発表され、そのままの形で、3月15日に、経済

社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に替えて、国連が、総会の下部機関として(5年後の見直しの条件付きで)世界の人権問題に、より効果的に対処するための国連人権理事会創設決議案<sup>10</sup>が、国連総会で採択された。賛成170、反対4(アメリカ合衆国・マーシャル諸島・パラオ・イスラエル)、棄権3(ベラルーシ・イラン・ベネズエラ)で、圧倒的多数での可決であった<sup>11</sup>。エリアソン総会議長は「人権にとって歴史的な快挙」と讃えたのである。(アメリカ合衆国は、より強力な規定・組織の主張による反対であり、理事会へは協力し、理事会を強化する表明を出した。)これは先進国と途上国の対立構造の前触れであった。

## 2. 人権委員会

国連人権理事会の前身が国連人権委員会(United Nations Commission on Human Rights) UNCHR<sup>12</sup>であった。国連の目的や原則、さらに国連の様々な組織の役割について定めた国連憲章<sup>13</sup>は、その第1条3項において、「人種、性別、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を国連の目的のひとつと定めた<sup>14</sup>。この目的(人権の尊重)のために1946年に経済社会理事会の下に位置する独立の機能委員会として設立されたのが、国連人権委員会であった。

第二次世界大戦までの国際法においては、人権問題は、国内管轄事項であり、他国が干渉することは内政干渉になっていた。戦後、国連憲章によって、人権問題(主権国家が領域内の個人をどう扱うかの問題)は、国際社会の正当な問題となり、国際法のテーマとなった。人権の保障のためには、人権基準の設定と実施制度が必要となったのである。国際的な人権規範や制度は、アジア太平洋地域には、地域的なレベルのものがいないため、国連憲章という普遍的なレベルのものの存在意義は、人権保障にとって画期的なものなのである。

国連で設定された人権規範を実施する制度としては、国連憲章に基づく機関と、条約に基づく機関の2つのメカニズムがある。国連憲章に基づく機関(Charter-based Bodies)は、憲章68条に基づく経済社会理事会の下部組織である人権委員会、その人権小委員会・特別報告者(特別手続)・作業部会の総称である。条約に基づく機関(Treaty bodies)は、7つの国際人権条約の監視機関である。

経済社会理事会 United Nations Economic and Social Council<sup>15</sup>は、国連の主要6機関<sup>16</sup>(総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局)の一つであり、国際連合憲章第10章の規定により、経済問題(貿易、輸送、工業化、経済開発)と社会問題(人口、子供、住宅、女性の権利、人種差別、障害者、麻薬、犯罪、社会福祉、青少年、人間環境、食糧)、労働、文化、教育等を担当し、経済および社会問題全般に関して必要な議決や勧告等を行う機関である。

経済社会理事会は、国連におけるNGOの立場に関する根拠規定である国連憲章71条に基づいて、NGOの協議資格について決議している。協議資格のあるNGOは、経済社会理事会・人権委員会・人権小委員会にオブザーバーとして参加できるのである。(1996年の協議資格制度改正によって見直しがなされ、国内的NGOにも協議資格が付与されることとなった。36の日本のNGOが協議資格を有している。)

国連人権委員会は、毎年1回6週間(3-4月)だけ開催される非常置の機関であり、委員国は、経済社会理事会のメンバー国(54か国)のみから選出されていた。その後、1948年には国際人権保障の基礎である(人権委員会が作成した草案に基づいた)「世界人権宣言」<sup>17</sup>が国連総会で採択され、

1966年には(加盟国に対し法的拘束力をもつ)国際人権規約<sup>18</sup>(A規約とB規約)が採択され、76年に発効した。(東西両陣営のイデオロギー対立の冷戦時代には、国別人権状況決議などが通らなくなるように、国連の役割は十分機能しているとは言えない状況であった。)

1967年には経済社会理事会決議によって、国連人権委員会には「人権侵害の一貫したパターンを示す事態」が生じた場合には、特別報告者を任命し、調査や研究を行い、人権委員会で審議し、経済社会理事会に報告を行う権限があることが認められた(1235 手続)[公開審査と調査研究手続]。特定国家の大規模な人権侵害について、公開で検討を行なう手続である。また1970年には、個人やNGOからの人権侵害の通報によって、人権委員会が、大規模な人権侵害の事態を特定し、非公開で審議することもできるようになった(1503 手続)[非公開の通報審査手続]。個別の人権問題の救済や解決を目的とするのではなく、人権侵害の改善に向けて国連の取るべき措置を決定することに目的があるのだ。さらに国別手続とテーマ別手続によって人権基準作りから人権の保護へ舵が切られたのである。人権の監視メカニズムとして機能するようになった。主要な決議・決定は国連総会や経済社会理事会に上程されていた。

80年代になると、1989年に米ソ間の冷戦の終了が宣言され、1991年にはソ連邦が解体した。世界は、「民主主義・自由主義・市場経済」を共有する国々がほとんどになった。

### 3. 国連人権高等弁務官事務所 OHCHR(人権理事会の事務局) 1993 年設立

1993年に、国際的な人権保護の専門組織の設置を求めるアメリカ合衆国などの提案に基づいて、および1993年6月の世界人権会議の最終文書として採択された「ウィーン宣言および行動計画」の勧告に基づいた12月20日の第48回国連総会の(承認)決議(48/141)によって、国連において創設が決定された国連の一つの機関が、国連人権高等弁務官事務所(Office of the High Commissioner for Human Rights: OHCHR)である。この機関は、国際法の下に保障され、世界人権宣言に規定された人権の促進・保護を職務とする。その権限は、国連憲章1,13,55章、および「ウィーン宣言および行動計画」第2部第17,18項、1993年12月20日国連総会決議48/141に基づいている。本部はジュネーブに置かれている。

国連人権高等弁務官事務所 OHCHR は、世界各国における人権の保護と人権侵害への対応を目的とした国連の人権活動の中心となる、国連総会の補助機関である。その活動の主要なものの一つが、人権理事会の事務局としての役割である。その他、人権条約機関などの事務局も務め、また人権理事会の特別報告者や独立専門家の業務支援も行っている。国連事務局の人権担当部門として機能し、国連人権理事会とともに、国連機関における人権問題に関する活動を統率している。人権の普遍享受の促進、人権に関する国際協力の促進、国際基準の批准や履行の促進、人権機関の支援、予防的人権活動の着手、国内人権機関の設立の促進、人権フィールド活動の着手などを任務としている。報告書の作成、調査・研究を行っている。

国連人権高等弁務官事務所の長(トップ)が、国連人権高等弁務官 the High Commissioner for Human Rights であり、国連「事務次長」職を兼務する。任期は4年で、一回は再任できる。国連事務総長が、国連事務次長クラスとして指名し、国連総会の承認が必要である。国連人権高等弁務官は、国連人権高等弁務官事務所の活動のすべてに責任がある。国連の人権活動に主要な責任を有し、すべての人権の促進・保護を図り、条約の批准など国際協力を進め、国連システムにおける人権の主流化を活性化し、人権基準の適用を支援するのである。その活動を総会や人権理事会に報告

している。国連人権高等弁務官は、国連事務総長に説明責任がある。2008年から2014年まで、南アフリカ共和国出身の Navanethem “Navi” Pillay ナバナセム・ナビ・ピレイ<sup>19</sup>が、そして2014年からは Prince Zeid bin Ra’ad Zeid al-Hussein ザイド・フセイン<sup>20</sup>が、国連人権高等弁務官である。

事務所の経費は、国連通常予算とドナーの拠出金から賄われている。職員は約1000人ほどである。「人権条約部(Treaties and Commission Branch)」「人権理事会・特別手続部」(Special Procedures Branch)「調査・開発の権利部(Research and Right to Development Branch)」「フィールド活動・技術協力部」(Capacity Building and Field Operations Branch)の4つの部局に分かれている。

#### 4. 人権委員会の改組(2006年)

創設から60年経った人権委員会については、人権委員会が本来の機能を果たしてなく、信頼に足るものではなくなったのではないかと批判が高まり、委員会の信頼性と実効性が失われており、政治的力関係が排除されていないのではないかとの見方が強まってきた。人権侵害を公然としてはばからない国が、委員会の委員国に選ばれている選出方法が根本的問題であり、また各国が委員国になるのは、人権の促進が目的のではなく、自国への批判を避けるためである傾向が増えていたのである。

人権委員会の「政治化」の問題として、どの国のどの人権侵害問題を審議するのかについて恣意的な選択があり、ある国の人権状況について政治的配慮から非難したり、問題化しなかったり、あるいは問題化する時も対象国によって異なる判断基準を用いる「ダブルスタンダード」ではないかという批判がおきていた。

このような批判を受けて、人権理事会は、理事国の数を減らし、選出方法を見直し、理事国になる資格として「立候補」国には「人権保護・促進」の誓約を求める条件が設けられた。理事国は、国連加盟国の人権状況を審議することになるが、他国に先立って自国の人権状況の審議を受けることになるのだ。理事国には、人権保障に積極的な国家であること(「最高水準」の人権状況)が求められることになった。

人権理事会は、組織として、国連総会の直接の補助機関に格上げされた。安保理や経済社会理事会と肩と並べる機関が、総会直属の常設組織として、人権侵害問題に対処できる目論見がある。これによって人権理事会の審議に、より高い権威が与えられることになる。人権機関としては、理想とまではいかないが、一步の前進であった。

#### 5. 人権理事会の設置<sup>21</sup>

人権理事会は、47か国で構成され、総会で立候補国ごとに加盟国の全てによる無記名投票で、(途上国が増える)「衡平な地理的配分」の原則に基づき、アジア13、アフリカ13、ラテンアメリカ(およびカリブ諸国)8、東ヨーロッパ6、西欧7の諸国が、総会の絶対過半数(96か国)の得票かつ、上位の得票数で選出され、任期は3年、毎年1/3が改選される。連続2期までである。2006年5月9日の総会での初回の選挙では、任期1年と任期2年の国を籤で決めた。(国内の人権状況に問題があると見られている中国やサウジアラビアも選出されていた。)日本は任期2年で選出された(2006-2008年)。さらに再選され2011年まで理事国を務めた。1期休んだ後に、2013-2015年に理事国となっていた<sup>22</sup>。そして2017年からも3年にわたって理事国として選出されている<sup>23</sup>。アメリカ(ブッシュ

政権)は、途上国の意向が反映されやすい体制が故に、理事国に立候補しなかった。オバマ政権の2009年から理事国になっている。(2017年からの理事国としては、アメリカは当選、ロシアは落選している。トランプ政権は、現在、離脱を検討しているようだ。)

人権理事会は、1年を通じて定期的に開催され、少なくとも年に3回、合計10週間以上の通常会合があり、また理事国の1/3の要請によって特別会期(緊急会合)も開催できる常設理事会である。人権理事会の初回会合が2006年6月19日にジュネーブ国連欧州本部で開催された。人権理事会会合には、人権委員会と同様に、理事国ではない国家や、国連関連機関、国内人権機関、NGOもオブザーバーとして参加できるのである。アナン事務総長は「人権分野における国連の活動に新しい時代が開かれた」と宣言した。その後1年の間に9回の理事会会合を開催しながら、1年後の2007年6月には人権理事会の制度構築・見直しに関する合意(議長の妥協案)が理事国間でぎりぎり綱渡り的に成立した。(6月18日の人権理事会決議5/1)<sup>24</sup>

世界の人権状況の改善に取り組むために、人権侵害への対処・勧告、国連システム内での人権の主流化の促進、国際人権法の発展への勧告、各国の人権状況などの審議など、加盟国が人権に関する義務を果たせるように支援する理事会の主な任務は、以下のものである。

- ・人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告
- ・大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告
- ・人権分野の協議・技術協力・人権教育等
- ・人権分野の国際法の発展のための勧告
- ・各国の人権状況の普遍的・定期的なレビュー(理事国は任期中に受ける)
- ・総会への年次報告書の提出

現実的には国連や人権理事会は、多様な国益や外交政策を持つ主権国家の政府間集団であり、それらが集まって、討議し、妥協し、合意する国際政治の現場である。各国の政治的状況に影響されずに、人権問題を、客観的に、公平に、平等に、審議・決議することは困難である。各国がそれぞれの国益・利害を超えて、普遍的な人権を護ることを第一とする決意を抱くことによるのみ、この人権機関は機能する、というのが人権高等弁務官の期待なのである。人権を護ることは、国際社会において、理解と説得を促す信頼関係を樹立することを前提にして、長期的には各国の利害・国益・利益に結びつくという共通認識の上に成り立つものである。

## 6. 普遍的・定期的レビュー(審査) Universal Periodic Review (UPR)

人権理事会の最も注目すべきユニークなプロセスである「普遍的・定期的審査」制度<sup>25</sup>は、人権理事会自体を樹立した総会決議60/251によって2006年3月15日に創設され、2008年4月から導入された<sup>26</sup>。これは、国連加盟国すべての人権記録状況を普遍的に定期的に審査(レビュー)する枠組である。国連加盟国のすべてが審査の対象であり、特に人権理事会理事国に対しては率先して審査が行われる。国連の193か国の加盟国の人権状況を4年(半)ごとに審査するのである。国家による相互審査なのである。審査基準は、国連憲章・世界人権宣言・締結した人権条約<sup>27</sup>・被審査国の自発的誓約・適用可能な国際人権法である<sup>28</sup>。審査は、(双方向的)対話と協力を基本理念としており、糾弾的な制度ではないとされている。

UPRの目的は、(a)現場における人権状況の改善。

(b) 国家の人権義務と誓約、および積極的な開発の評価並びに国家が直面した課題の履行。

- (c) 関係した国と協議しまたその同意を得て、国家の能力および技術的支援の強化。
- (d) 国家および他の利害関係者の間での模範事例の共有。
- (e) 人権の促進および保護についての協力の支援。
- (f) 理事会、他の人権機関および国際連合人権高等弁務官事務所との十分な協力および提携の奨励である。

UPRの原則は、特に、

- (a) 全ての人権の普遍性、相互依存性、不可分性および相互関連性を促進すべき。
- (b) 客観的且つ信頼できる情報および双方向的対話に基づく協力的なメカニズムであるべき。
- (c) 普遍的な適用範囲と全ての国家の平等な取り扱いを確保すべき。
- (d) 国際連合加盟国が主導し且つ履行志向型の、政府間プロセスであるべき。
- (e) 被審査国に十分に関与させるべき。
- (f) 他の人権メカニズムを補完するが重複すべきではなく、従って追加的価値を示すべき。
- (g) 客観的で、透明で、非選択的で、建設的で、非敵対的且つ政治問題化されていないやり方で行われるべき。などとなっている。

今現在の国連には、こうした普遍メカニズムは、他に存在していない。UPRは、人権理事会のキー要素の一つであり、あらゆる人権や基本的自由を尊重し履行する責任について各国に想起させ、最終的にあらゆる国において、人権状況を改善し、人権侵害に対処するためのものである。各国の人権問題の解決プロセスの始まりなのである。

審査の手順は以下の通り政府主導のプロセスである<sup>29</sup>。審査を受ける国は、「(国連作成の被審査国のためのガイドライン)<sup>30</sup>に基づいて政府報告書(20ページ)を作成し、人権高等弁務官事務所へ提出する。この報告書は、自国の人権状況を改善し、人権の義務を果たすために講じてきた措置について宣言する機会を提供するものである。政府報告書の作成においては、政府がNGOと協議することが奨励されている<sup>31</sup>。UPRは、人権状況が査定される際に、あらゆる国に対する平等な取扱いを保証するように企図されたものである。

人権高等弁務官事務所は、被審査国に関する国際条約機関や特別手続による報告、および関連の国連文書の要約を編集した文書(10ページ)を準備する。またNGOなどが事務所に提出した(信憑性と信頼性のある)情報を要約した文書(10ページ)を準備する。

これらの文書を参考資料として、被審査国の人権状況について、理事国のみならず国連加盟国全てが議論に参加し、意見を述べることができる。理事国3か国(「トロイカ」、くじ引きでの決定)が1チームとして報告者国となり、審査事項や質問を作成し、各国の発言の要約と各国からの勧告が記載された報告書案を用意し、被審査国に送付する。人権理事会の作業部会の会合で審査(レビュー)をする。(審査に要する作業時間は、作業部会における審査(「建設的な対話」)3時間(被審査国の持ち時間は70分)、作業部会における審査報告書の採択30分が当てられている。)NGOも傍聴できる。

審査結果の結果文書(作業部会報告書)が、人権理事会本会合に提出され、報告され討議され、結論が採択される(最長1時間)。HRC本会合の結果文書は、勧告および/または結論・作業部会報告書と被審査国の回答から成っている。結果文書の採択の前に、被審査国・理事国・加盟国・NGOなどは、結果文書について自らの見解(各国からの勧告に対する回答)を表明する機会が与えられている。この勧告は、HRCの総意ではなく、法的拘束力もない、とされている。(政府はNGOと協議することが奨励されている。)<sup>32</sup>被審査国は、採択された結果文書の結論の実施および

フォローアップを行うことになる。(現在、第1サイクルの審査および、2012年よりの第2サイクルが終了し、2017年よりの第3サイクルが開始されている。)

## 7. (人権理事会) 諮問委員会 (Advisory Committee)

人権理事会のシンクタンクを務めているのが「諮問委員会」<sup>33</sup>である。UNCHRの人権小委員会(26名の専門委員)を改組したもので、人権理事会決議5/1 パラグラフ65-84に従って、設立されたものである。人権理事会の下部組織である諮問委員会は、18名の個人資格の専門家から成る機関であり、人権理事会への助言機能を果たす。人権の促進・保護に関わる問題に関して、最も適切な専門家から専門知識と助言を人権理事会に提供するのである。この任務の実施には、国家・政府間機関・国内人権機関・NGO・市民社会組織などの相互協力が必要とされている。

2008年8月に、第1回会合が開催された<sup>34</sup>。年2回、人権理事会の3月セッションの直前の2月に1週間、そして8月に1週間、開催される。委員国でない国家、国内人権機関、NGOなども、規則・慣行に従って、参加することができる。

諮問委員会は、理事会の要求した仕方と形式で、理事会に専門知識(主に、研究・調査に基づいた助言)を提供する。また、理事会の設定した職務の範囲内で、更なる調査の提案に対する理事会の検討・承認・示唆のために提案することもある。委員会は、履行志向の職務であり、諮問(助言)の範囲は、理事会のマנדート(任務)つまり全ての人権の促進・保護、に関するテーマ別問題に限られている。決議や決定の採択はしないのである。

18名の専門家は、世界の諸地域から、アフリカ5か国、アジア5か国、東欧2か国、ラテンアメリカ3か国、西欧その他3か国から選出される。専門家は、各政府が候補者を推薦し、理事会理事国47か国によって秘密投票で選出される。候補者の要件としては、人権分野における能力と経験を有し、高度な倫理観を有し、独立性と公平性を有することが規定されている。任期は3年で、再選は1回限りである。毎年、1/3の委員の選挙が、理事会の9月セッションで行われ、10月から任期が始まる。(日本は、現在、2019年まで委員国である。)

## 8. 国連人権理事会の特別報告者 (Special Rapporteur) および特別手続 (Special Procedures)

国連の特別報告者<sup>35</sup>は、国連人権理事会によって任命された独立の人権専門家(independent expert)およびその集団である。特定の国における人権状況やテーマ別の人権状況について調査・監視・報告・勧告・公表を行なう個人の専門家である。政府や組織から独立した個人の資格で任務に就いており、出身国の代表ではなく、UN職員でもなく、中立的に職務を遂行できるよう給与その他の金銭的報酬を受けていない。任期は3年で、6年まで。通常5名からなるワーキンググループ(作業部会)と合わせて「特別手続」と総称されている。特別手続とは、特定の国の人権状況や特定の人権に関わるテーマについて、各国を対象とした調査や監視を行い、勧告や報告・公表を行う人権理事会のメカニズムである。特別報告者と作業部会は人権擁護の最前線に立つと言われている。特別手続には、2017年9月現在、(12の)国別と(44の)テーマ別の2つの手続・任務がある<sup>36</sup>。「特別報告者」「特別手続」の制度は、国連人権委員会から引き継いだものであり、2007年の人権理事会決議5/1で見直しがされた。途上国の意見で「行動規範」が設けられている。

人権理事会と国連総会への報告書を作成するため、特別報告者=独立専門家(=任務保持者)は、

個人やNGOからの苦情や情報も含め、信頼にたるあらゆる情報を利用する。また、最高水準で政府に仲裁を求める「緊急行動手続」を実施する。多くの調査は現地で行われ、当局と被害者の双方に会い、現場での証拠を集める。人権侵害が広く報告・公表され、勧告がなされる。人権擁護に対する政府の責任が強調されている。特別報告者(たち)は、その責務を果たすのに、OHCHRからのサポートを享受している。

特別手続<sup>37</sup>の制度は、国連人権機構の中心要素であり、すべての人権：市民・文化・経済・政治・社会権を包含している。人権理事会は、諸国が特別手続と協力する義務および特別手続の無欠性や独立性を、再確認している。「国別人権状況を取り上げる」議題と「人権理事会の注意を要する人権状況」の議題がある。

とはいえ、現在、人権理事会のテーマ別手続は、インフレ状態であり、議事の焦点も曖昧になり、メディアやNGOから余り注目もされなくなってきている傾向があるとの指摘もあり、今後の政府間機関としての人権理事会の展開は、楽観視を許さない状況であることは確かである。

## 9. UPRの第1回対日審査<sup>38</sup>

日本国政府は、2008年5月にUPR第1回審査を受けた。それに先立って、日本国の人権状況に関する政府報告書<sup>39</sup>を3月に提出した。人権理事会の作業部会(トロイカは、フランス・インドネシア・ジブチ)は、審査の結果文書(作業部会報告書)<sup>40</sup>を採択した(5月9日)<sup>41</sup>。その後、6月12日に第8回人権理事会本会合で、結果文書<sup>42</sup>が採択された。さらに日本国政府は、2011年3月の第16回人権理事会において、UPR第1回日本審査のフォローアップ<sup>43</sup>を発表した。

日本国政府の提出した政府報告書は、法制度・組織・政策・方針・計画などの一般的説明が主なものである。それはその目次<sup>44</sup>を見ることによって垣間見ることができよう。とった措置だけでなく、「課題と困難」などの問題点とその対応について記述はほとんど無いのである。

2008年5月9日2:30-5:30に開催された作業部会では、デンマーク・フランス・ラトビア・オランダ・スウェーデン・イギリスから事前に質問が提出されていた。その後の双方向の「対話」では、42か国が発言をした。発言は、質問・批判・勧告の織り交じったものである。(他国の人権問題についての勧告の発言は、国際関係における外交関係の点では、かなりの政治的な決断・戦略がいるようである。)トロイカ報告国は、人権理事会本会合での「結果文書」において、26の勧告としてまとめた<sup>45</sup>。(この勧告には、人権高等弁務官事務所が作成した国連人権機関などの報告の国連文書の収集物には記載されているが、各国の代表が取り上げていないものは、含まれていないという問題点があることが、指摘されている。)(また、NGOからの情報の要約文書では提起されている問題は、各国の勧告発言で取り上げられないと、結果文書の勧告には現れないので、トロイカ国が取り上げるべきではないかとの指摘もある。)

その発言された勧告の主なものは、

1. いくつかの人権条約(自由権規約など)あるいはその選択議定書(第1選択議定書)で定められた人権侵害個人通報制度を受諾すべきである。
2. パリ原則に則った独立性を保証された国内人権機関をつくるべきである。
3. 死刑制度の存在、死刑判決、執行がおこなわれていることにかんがみ、死刑廃止や執行停止(モラトリアム)を積極的にすすめるべきである。
4. 刑事拘禁、拘留、尋問の実態は拷問等禁止条約に抵触する可能性があり、改めるべきである。

代用監獄制度の見直しと尋問の可視化をすすめるべきである。

5. 差別と外国人嫌悪を定義し、非差別と平等の原則に基づく差別禁止立法を求める。
6. 女性に対する差別的法規定をはじめ、女性差別に対処する措置をすべきである。
7. 国連の人権機関による勧告が誠実に実施されていない。なかでも、自由権規約委員会や拷問禁止委員会の勧告、第二次世界大戦中日本軍のもとで引き起こされた「慰安婦」問題解決に向けての特別報告者の勧告を真摯に受けとめ、実施すべきである。
8. 先住民族の権利宣言に則った先住民族としての権利を認めるべきである。
9. 難民認定手続と入国管理センターでの収容者取り扱いの実態を人権規準に沿ったものにすべきである。第三者機関の設置や、モニター制度をつくるべきである。
10. 人権理事会の特別手続制度のもとでの訪問調査に対して自動的受け入れを表明すべきである。
11. UPR のプロセスに市民団体の実質的参加を求める。(注 41 のサイト参照)

多くの国々が強い懸念を表明している課題・勧告としては以下のものがある。

- ・死刑の執行停止／死刑確定者の処遇問題(13 か国)
- ・国内人権機関の設立(9 か国)[人権擁護法案の問題]
- ・代用監獄と警察の取調の可視化(7 か国)
- ・あらゆるタイプの差別問題(差別禁止立法)
- ・従軍慰安婦問題・戦時性奴隷制問題(4 か国)
- ・自由権規約の第 1 選択議定書(第 2 選択議定書)の批准(3 か国)
- ・拷問禁止条約の選択議定書の批准(5 か国)

などなどである。

日本国政府は、2011 年 3 月の第 16 回人権理事会において、UPR 第 1 回日本審査のフォローアップを発表したが、上記の 26 の勧告の履行に関して、「勧告のフォローアップに同意(受け容れた勧告)」13、「検討の約束(もしくはその他の対応)」4、「同意(受け容れ)又は検討の約束、をしない勧告」9に分けて、中間報告している。(これらの勧告によって、これまでの日本国政府の公式見解が変化したということはないようだ。)

### 「フォローアップを受け入れた勧告」

勧告 1 以下の条約の批准又は批准の検討

- ・自由権規約第一選択議定書 [個人通報制度の受け入れの是非について検討中。](外務省人権人道課に人権条約履行室の設置はある。)
- ・拷問等禁止条約選択議定書
- ・女子差別撤廃条約選択議定書 [個人通報制度の受け入れの是非について検討中。]
- ・移住労働者権利条約 [平等原則の観点から検討を要する。](未署名。)
- ・障害者権利条約 [2009 年に署名。早期締結を目指す。](国内法の制定が必要。)
- ・強制失踪条約 [2009 年に締結。]
- ・国際的な子の奪取の民事面に関する 1980 年ハーグ条約 [締結について検討中。国内担保法案は 2012 年の通常国会に提出。]
- ・個人通報を受領し、検討する人種差別撤廃委員会の権限の認識 [ただし、自由権規約第二選択議定書(死刑廃止条約)を除く。]

勧告 2

- ・可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請(特に自由権規約委員会及び児童の権利条約委員会からの要請)の実施。
- ・パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。
- ・国内人権機構の設立。
- ・パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。  
[2002年国会提出の人権擁護法案の廃案。パリ原則に沿った国内人権機構の創設に向け検討中。]  
(2012年9月、法案の閣議決定。)

## 勧告3

- ・人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。

## 勧告4

- ・人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。[これまでも受け入れてきた。]

## 勧告7

- ・女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。[第3次男女共同参画基本計画の決定。]
- ・女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。[民法改正について検討中。]

## 勧告8

- ・マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。[第3次男女共同参画基本計画の決定。男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。人権相談体制の充実。専用相談電話の設置。]

## 勧告11

- ・性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置。[性同一性障害特別措置法の改正で、性別変更条件の緩和。2008年国連総会の「性的指向に関する宣言」に署名。第3次男女共同参画基本計画において、取組の記述。法務省の人権擁護機関で、人権課題として掲載。]

## 勧告14

- ・女性及び児童に対する暴力の影響を減らすための施策の継続。特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。[法務省の検察職員の研修で講義の実施。矯正施設職員に対する研修で、知識・技能の習得を企図。更生保護官署職員の新任保護観察官に講義。入国管理局職員への研修で講義を受講、中堅職員等に研修。警察職員に「職務倫理の基本」を定め、人権教育の実施。労働基準監督職員に人権教育の研修。内閣府は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のために施策を継続。内閣府によった、特別交付税措置による支援対象となる地方自治体の経費の周知。更生労働省における施設経費の補助。]

## 勧告15

- ・特に女性と児童に対する人身取引に対処するための努力の継続。[「人身取引対策行動計画2009」の策定。国際協力として二国間の対策連携強化、IOMやUNODCを通じた支援やプロジェクトの実施。]

## 勧告16

- ・常居所から不正に連れさられる、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。[ハーグ条約締結の可能性について検討中。](国内担保法案を2012年の通常国会に提出。)

## 勧告17

- ・あらゆる形態の児童への体罰の明示的な禁止、積極的かつ非暴力な形態のしつけの促進。[学校教育法第11条による体罰禁止。民法では、親権者による子供への懲戒(制裁)の容認。過度の懲戒は親権喪失(民法第834条)の原因、刑法などでの処罰対象。]

#### 勧告 20

- ・庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。[入管法の改正により、強制退去者の送還先に条約に規定する国(拷問の危険のある国)を含まないことを規定。難民認定申請中の者はノン・ルフールマンの原則により送還せず。](1951年の難民条約が基本としているが、難民認定手続を難民条約第3条のノン・ルフールマン原則に適合させる必要がある。)

#### 勧告 21

- ・入国者収容所を調査する国際的な監視員の受け入れ。  
(「国際的な監視員」の定義を明確にした上で、検討。「入国者収容所等視察委員会」の設置。)

#### 勧告 24

- ・社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。[援助提供の継続。]

#### 勧告 25

- ・インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。[「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」の設立、違法有害情報相談センターの設置。「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」などの策定。]

#### 勧告 26

- ・UPR プロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。
- ・審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。  
[NGO等との間での様々な対話の機会の継続。あらゆる施策にジェンダーの視点を反映するための取組。]

特に注目し値する勧告の受け容れは、「人権条約と選択議定書」の批准の検討である。死刑に関する自由権規約第二選択議定書は除かれているが、未加盟の障害者権利条約、自由権規約第一選択議定書(個人通報制度)、拷問禁止条約選択議定書、女性差別撤廃条約選択議定書が含まれているのである。(個人通報制度とは、条約上の権利を侵害されたと考える個人が、各条約機関に直接個人通報をすることができる制度である。)さらに、(パリ原則に沿った、独立性のある)国内人権機関の設置である。また、女性差別をしている全ての立法(婚姻年齢・再婚差別や婚外子差別など)の廃止である。「女性に対する暴力」への措置がある。難民認定プロセスを拷問禁止条約に適合させること。UPR 審査のフォローアップを市民社会との対話で実現すること。これらの受け容れた勧告の実行のためには、そのための行動計画の策定、市民社会との対話の制度化が必要である。

#### 「同意(受け容れ)又は検討の約束、をしない勧告」<sup>46</sup>

##### 勧告 5

- ・第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム(女性に対する暴力特別報告者、人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会)からの勧告に対する誠実な対応。(韓国)  
[日本は、アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちや国際社会において理解が得られるように引き続き努力する。また、日本は条約の機関との対話を続けていく。](戦時性暴

力による組織的な人権侵害であることの認識はない。)

#### 勧告6

- ・平等と非差別の原則に適応すべく国内法の改正。(スロベニア)
- ・あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討。(ブラジル)
- ・刑法に差別の定義を導入することの検討。(グアテマラ)
- ・人種差別、差別及び外国人嫌悪に対する国内法の早急な導入。(イラン)

[日本国憲法第14条1項において、すべて国民は法の下に平等である、と規定されている。憲法や関連する規定に基づき、日本は人種的及び民族的なあらゆる形態の差別のない社会を実現すべく努力している。]

#### 勧告9

- ・在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置。(北朝鮮)

[日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。]

(日本政府は、憲法及び人種差別撤廃条約に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現するための努力、及び国連の場等において人種差別撤廃に向けて積極的に活動していることを強調・日本政府は、日本国籍の取得を希望する外国人が自らの氏名を日本名に改名することを要求されているということではなく、外国人は帰化後に自分の氏名を決定することができる・朝鮮学校を含む様々な外国人学校は県によって各種学校として認定されており、朝鮮学校と他の各種学校との間に差別は存在しない。)

#### 勧告10

- ・日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じること。(北朝鮮)

[日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。]

(日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を精算して日朝国交正常化を目指している。)

#### 勧告12

- ・死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス)
- ・国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ)
- ・死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル)
- ・死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア)
- ・死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ)
- ・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わることに。(スイス)
- ・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア)
- ・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ)
- ・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)

[日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおり

である。日本は、死刑執行停止の検討及び死刑廃止のいずれについても適当ではないとの立場である。]（日本政府は、死刑執行停止の検討及び死刑廃止のいずれについても適当ではないとの立場である・刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるよう留意する必要があるところ、死刑確定者は執行の日に自らの執行を告知されており、死刑確定者に前もって執行日を告知した場合には、心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与えることになりかねない・仮釈放のない終身刑に関し、受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題のある制度であると考えており、それゆえそのような制度の導入は極めて慎重に検討する必要がある。）日本政府は、死刑廃止・死刑執行停止問題に関しては、国民世論の故に再考の余地がないとの態度が垣間見られている。しかし国民は、2007年の死刑執行停止に関する国連総会決議を周知されていないし、死刑廃止が世界の趨勢である現実（先進国での死刑の存置は日本とアメリカのみ）を知らされていないのである。（2009年に裁判員制度が導入。）

#### 勧告 13

- ・警察の留置施設にいる被留置者の取調べの組織的な監視・記録、及び刑事訴訟法の、拷問等禁止条約第 15 条及び自由権規約第 14 条 3 項との適合性の確保、全ての関連する資料にアクセスできる被告人の権利の保障。（アルジェリア）
  - ・警察と司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①強制された自白の危険性に対する警察の関心をひくように、一層組織的かつ集中的な取り組み、②取調べを監視する手続の見直し、③長期にわたる「代用監獄」の使用についての再検証、④拷問等禁止条約第 15 条に適合することを確保すべく刑事法の見直し。（ベルギー）
  - ・被拘禁者の拘禁に際して手続保障を強化するメカニズムの構築。（カナダ）
  - ・留置手続が人権法の義務に調和することを確保するため、いわゆる「代用監獄」制度の再検討、及び留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委員会の勧告の実施。（イギリス）
- [警察の留置施設では、警察は、被留置者の人権に配慮して適正に被留置者の処遇を行っている。日本は、今後も代替収容制度の下で適正な処遇を確保する努力を継続する。また、全ての取調べの録音・録画を義務づけることについては慎重な検討を要するが、適正な取調べの確立に向けた努力は継続していく。]（起訴前拘留（代用監獄）の再検討と取調の全面可視化の勧告は、受け容れない。）

#### 勧告 18

- ・北朝鮮を含む他国・地域で犯した慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置。（北朝鮮）
- [日本の立場は UPR 作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。]
- （日本は、日朝平壤宣言において、日本と北朝鮮の首脳は、日朝間の財産・請求権については 1945 年 8 月 15 日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則が確認されていることを指摘している。）

#### 勧告 19

- ・特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との調和。（アルジェリア）
- ・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法の模索。（グアテマラ）

[2008年6月6日に国会においてアイヌ民族に関する決議が採択されたことを受けて発出した官房長官談話に則り、政策を立案していく。](新しい有識者懇談会の設置。)

#### 勧告 22

- ・庇護申請を再検討するための独立機関の設立。(スロバキア)

[難民認定を審査する独立した機関を設けることに関する勧告については、難民審査参与員は、幅広い分野から中立的な立場にある有識者から選ばれており、庇護申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として、その意見を十分に尊重する運用がなされている。](参与員は、法務大臣の任命であり、政府から組織的に独立していないのである。参与員の事務作業は、入国管理局に委譲されている。)

#### 勧告 23

- ・不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトにて匿名で通報することを一般市民に求めるために設立された制度の廃止。(グアテマラ)

[日本は、人種的及び民族的な差別を惹起する意図はなく、そのような差別を惹起しないよう制度の運用にあたっては注意が払われている。本件制度は、不法滞在者に厳格に対処するために必要である。入国管理局の任務を遂行するにあたり、国民から寄せられるさまざまな情報は有用である。]

### 勧告に現れなかった人権問題

日本のNPOなどが提供した情報で、勧告に反映されなかった問題がいくつかある。

(Human Rights Now ヒューマンライツ・ナウ HRN)

社会権侵害問題。社会権規約の選択議定書の批准。教育現場での政治活動の自由の侵害問題。

(日本弁護士連合会)

東日本大震災・原子力発電に関する問題。良心・信教・表現・結社・集会の自由・参政権。長時間労働・非正規労働に関する問題。生活保護・ホームレスに関する問題。研修生に関する問題。新たな在留管理制度に関する問題。などなどである。

## 10. UPR の第 2 回対日審査

第2回審査に先立って、日本国の人権状況に関する政府報告書<sup>47</sup>を2012年7月に提出した。審査は2012年10月31日(第14回会期)に実施され、作業部会(トロイカは、リビア・ペルー・バングラデシュ)は、審査の結果文書(作業部会報告書)<sup>48</sup>を2012年11月2日(第17回会合)に採択した。その後、2013年3月に第22回人権理事会本会合で、結果文書<sup>49</sup>が採択された。さらに、日本国政府は、2017年1月にUPR第2回日本審査のフォローアップ<sup>50</sup>を発表した。

第2回政府報告書では、前回審査の勧告から進展のあった事項として、強制失踪条約の締結、障害者権利条約の早期締結を目指すこと、個人通報制度検討のための外務省人権条約履行室の設立、(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する)ハーグ条約のための国内担保法案の国会提出、社会権規約の中等高等教育の漸進的無償化についての留保の撤回などが挙げられ、女性の人権保護での第3次男女共同参画基本計画の策定、や児童の人権保護での児童虐待防止法等の改正を紹介し、人身取引対策行動計画2009の策定、障害者権利条約の締結への前進、アイヌ民族を先住民とする国会決議の採択、入管法の改正、国際社会における日本の貢献(決議提案、人権対話、財政貢献)など

についてまとめられている。

2012年10月31日に開催された作業部会では、スペイン・メキシコ・イギリス・チェコ・ハンガリー・スロベニアから事前に質問が提出されていた。(直接・間接差別、ハンセン病差別対策、嫡出でない子の権利、児童への体罰、人権教育、女性への暴力、難民認定手続き、取り調べへの弁護士の立会い、死刑確定者の処遇についての質問であった。)その後の双方向の「対話」では、79か国が発言をした。発言は、質問・批判・勧告の織り交じったものである。トロイカ報告国は、人権理事会本会合での「結果文書」において、174の勧告としてまとめた。

日本国政府は、2017年1月の第回人権理事会において、UPR第2回日本審査のフォローアップを発表したが、上記の174の勧告の履行に関して、「フォローアップを受け容れた勧告」<sup>51</sup>について、中間報告している。125の勧告について、全部(117)あるいは部分的な(8)受け容れ、23の勧告については対応の制度が既に整備されているとして「日本の立場のみを簡潔に記載した勧告」のカテゴリーとなっている。あとの26の勧告については「受け入れない勧告」としたのである。

174の勧告の中には、第1回目と同様の勧告も繰り返し出されているものも多くある。

- ・パリ原則に基づく独立した国内人権機関の設置
- ・未批准の国連人権条約の批准・条約批准にかかわる留保の撤回・人権条約選択議定書の批准
- ・人権条約の個人通報制度の実現
- ・包括的な差別禁止法の制定および「差別」定義の明確化
- ・取調べの全面可視化や弁護人の取調べ立ち会い、起訴前勾留制度の改革等の刑事司法改革(代用監獄問題)(刑事施設状況の改善)
- ・死刑の執行停止と死刑の存廃に関する国内的な議論の喚起
- ・死刑囚処遇の国際人権基準に基づく改革
- ・従軍慰安婦問題に対する解決
- ・移住者や難民の権利(移住労働者権利条約の締結)
- ・民族マイノリティ(の女性)に対する差別撤廃
- ・子どもの権利保護(移住者・マイノリティの子ども、婚外子、児童虐待、児童ポルノ・児童買春など)(ハーグ条約の締結)
- ・ジェンダー平等の促進
- ・女性に対する暴力・人身売買の根絶のための措置と女性のエンパワーメント
- ・民法の女性差別規定・非嫡出子差別規定等の改正などである。その他、
- ・女性に対する差別撤廃
- ・障がい者、外国人(在日)、LGBT(マイノリティ)に対する差別撤廃・権利保障(非差別法の制定と実施)
- ・公務員等に対する人権教育の必要性
- ・学校教育における人権教育の必要性

が勧告として繰り返されている。「未批准の人権諸条約の批准」、「個人通報制度の受け入れ」、「国内人権機関の設立」、「差別禁止法の制定」、「死刑の廃止」などの勧告の多くは、1回目のUPRでも勧告され、日本国政府もフォローアップを約束していたものでした。政府の受け容れたフォローアップの実施状況は、芳しくないものである。第一回目のUPR審査の時から、勧告の実施における進歩の度合いは、残念な結果である。人権状況はほとんど改善されてこなかった、というのが実情である。日本の人権教育・民主教育・市民社会教育の現状が透けて見える状況なのである。

今回の新たな勧告としては、1 福島の人々に対する健康を保護するために必要な措置をとること、2. 市民社会との連携、市民社会が特別報告者に会う機会を保障することが出されていた。

2 回目の UPR で、日本国政府がフォローアップを受け容れた勧告(117)の主なもの、個人通報制度、未締結条約の締結、国内人権機関の設置、民法改正や女性の権利保護、福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利の保護等、児童・障害者及び LGBT の人々の権利保護、などである。より具体的には、障害者権利条約、移住者権利条約を含む条約や人権条約の個人通報制度を規定する選択議定書、拘禁施設への訪問を規定する拷問禁止等条約の選択議定書などの批准を求めた勧告である。(ただし、死刑の廃止を規定する自由権規約第2 選択議定書を除く、ことに変わりはない。)(また、人種差別撤廃条約の人種的憎悪や差別を扇動する発言や行為を犯罪として禁止することを規定する条文の留保の撤回は拒否している。)さらに、人種、性別、年齢、障害の有無、性的指向などに関する差別への取組みについての勧告である。(ただし直接・間接差別を含む差別禁止法の制定の勧告は、憲法の14 条1 項の規定で措置済みとしている。)婚外子や婚姻最低年齢などの民法改正を含む女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の勧告の実施もフォローアップとなっている。

部分的に受け入れた勧告(8)の主なもの、自由権規約第2 議定書を含む未締結条約の締結などである。「日本の立場のみを簡潔に記載した勧告」(23)の主なものは、代替収容制度の見直し又は廃止、在日韓国・朝鮮人へのあらゆる差別の排除<sup>52</sup>、直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律の制定、などである。

他方、26 の「受け入れない勧告」としては、(いずれも第1 回審査の際にも受け入れていないが)自由権規約第2 議定書(死刑廃止)の締結、死刑モラトリアムの導入や死刑制度の廃止等、「従軍慰安婦」に関する法的責任に関する勧告が主なものである。以下参照。

- 6 死刑廃止を目指して自由権規約第二選択議定書を批准すること。(ルワンダ2、スイス2)
- 7 死刑の廃止及び自由権規約第二選択議定書の加入の可能性を検討し、検討している間はモラトリアムを導入すること。(ウルグアイ3)
- 93 死刑に関する、あらゆる関係者や考え方に開かれた深い全国的議論を促進すること。(イタリア4)
- 94 死刑を廃止すること、又は死刑モラトリアムを導入すること。(ナミビア2)
- 95 死刑廃止に向けた最初の段階として直ちに死刑モラトリアムを導入することを真剣に検討すること、及び凶悪犯罪に対する刑罰の選択肢として仮釈放のない終身刑を導入すること。(オランダ2)
- 97 日本の法制度から死刑を廃止する可能性を検討すること。(アルゼンチン4)
- 98 完全な廃止に向けた最初の段階として、死刑モラトリアムを導入すること。(オーストラリア1)
- 99 死刑の適用におけるモラトリアムを導入する可能性を検証することを目的として国民的議論を行うことを検討すること。(メキシコ1)
- 100 死刑廃止を目的として死刑モラトリアムを導入すること。(イタリア1)
- 101 包括的な国民的議論が行われるようにするため、死刑執行モラトリアムを直ちに実施することを真剣に検討すること。(アイルランド1)
- 102 死刑執行モラトリアムを導入し、最終的に死刑を廃止することを目的として死刑に関する幅広い国民的議論を始めること。(ドイツ1)
- 103 最終的に死刑を廃止することを目的として正式なモラトリアムを導入し、死刑廃止に関する国民的議論を促進すること。(フランス1)
- 104 死刑廃止に向けて進むことを目的として死刑執行モラトリアムを導入すること。(フィンランド2)

- 105 正式な死刑執行モラトリアムを導入し死刑廃止に向けた具体的な対応を取ることを。(ノルウェー 2)
- 106 死刑廃止することを目的として死刑モラトリアムを導入し自由権規約第 2 選択議定書を署名・批准すること。(ポルトガル 4)
- 107 死刑廃止に向けた最初の段階として正式な死刑モラトリアムを直ちに導入し、既存の刑は終身刑に切り替えること。(スロバキア 1)
- 108 死刑廃止を目的として死刑モラトリアムを用いること。(スロベニア 1)
- 109 最終的な廃止を目的として新たな死刑モラトリアムを用いること。(スペイン 2)
- 110 正式な死刑執行モラトリアムを遅滞なく導入すること。(スイス 1)
- 111 死刑廃止を目的としてモラトリアムを導入することを再検討すること。(トルコ 2)
- 112 死刑に係るモラトリアムを直ちに表明し、2013 年 12 月までに死刑廃止を目的として政策の見直しを開始し、2014 年 12 月までに自由権規約第 2 選択議定書を批准すること。(英国 1)
- 113 包括的な国民的議論を可能とするためモラトリアムを導入し、死刑制度を改革するための公的な勧告を行うために公的な死刑検討会を設置することを検討すること。(オーストリア 1)
- 145 関連する国際社会から勧告されているとおり、いわゆる「慰安婦」問題に関する法的責任を認識し、被害者が受け入れられる適切な措置を講じること。(韓国 1)
- 146 過去を認め、反省し、被害者に対して補償を提供することによって、国際社会に対し責任を認めること。(中国 3)
- 147 第 2 次世界大戦期間中の「慰安婦」の問題の責任を認識し、被害者の尊厳を回復し適切に補償するための措置を取ることを。(コスタリカ 2)
- 148 朝鮮(Korea)を含むアジアの他の国々において過去に行われた日本軍の性的奴隷及びその他の暴力に対する法的責任を受入れ、抜本的に対処すること。(北朝鮮 1)

## 11. UPR の第 3 回対日審査

2017 年 11 月 6-17 日の 28 セッションの第 3 回審査に先立って、日本国の人権状況に関する政府報告書<sup>53</sup>を 2017 年 8 月に提出した(8 月 7 日締切)。作業部会の審査は、11 月 16 日に予定されており、トロイカ国は、カタール・ベルギー・トーゴである。ブラジル・スロヴェニア・スウェーデン・ウルグアイ・アメリカ・ベルギー・ドイツ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・イギリスから事前に質問が提出されている。また、37 の NGO から情報提供があった。(第 2 回目は 30 の NGO、第 1 回目は 23 の NGO からの情報提供であった。)

今回の政府報告書では、2012 年の UPR 第 2 サイクルの際にフォローアップすることを受け入れた 125 勧告の実施、女性の人権促進を含む国際貢献及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組等の我が国における人権状況の進展に焦点が当てられている。UPR 第 2 回日本審査フォローアップは、2017 年 2 月に外務省ホームページにアップされた。本報告書作成のために、事前に、市民社会 NGO との意見交換会を 2017 年 3 月 28 日に開催した(ことになっている)。また、市民社会との対話を重視する考えを述べている。

A. 実施済みの措置として、1. 条約・選択議定書等の締結において、障害者権利条約批准(2014 年)、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約締結(2014 年)、パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約) および人身取引議定書締結(2017 年 7 月)が挙げられている。また、障害者権利

条約批准(2014年)、障害者差別解消法成立(2013年)、性犯罪に関する刑法改正(2017年)、ストーカー規制法改正(2017年)、第4次男女共同参画基本計画の閣議決定(2015年)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の完全施行(2016年)、人身取引対策行動計画2014の策定(2014年)などが記述されている。

NGOなどからは、受け容れた勧告(国内人権機関の設立や個人通報制度の受諾など条約の批准)の履行が十分でないこと、条約批准後も条約に違反した法制度が溢れていること、締結した条約が司法上法律効力を持たないこと、「受け入れなかった勧告」(死刑問題や女性の権利問題)についても、問題が継続していること、この第3回プロセスにおいても市民社会との協議(対話)が不十分なこと、司法・行政機関において国際人権法についての教育・研修が不十分であることなどの指摘があるが、ほとんど考慮に入れられていない。また、日本国政府は、国際人権理事会UPRの勧告が法的拘束力はなく、従う義務はないという国会答弁を閣議決定しているのである。これから日本国政府は、人権政策をどうしようとしているのか、注目すべきである。

## 12. おわりに

2回の対日審査のフォローアップを読んでみると、日本国政府は、第1回審査において勧告のあった「UPRのフォローアップへの市民社会(NGO)の関与」に関して、何ら取組をしていないことが分かる。市民社会との協議は、形式的なもの、建前的なものになっている。また、受け入れの勧告である「個人通報制度」も、準備段階で終始し、実現していない。国際条約は、国内法として効力を持つはずであるが、司法裁判所においては裁判規範として機能していないのである。差別禁止法も制定されていない。国内人権機関の設置は、まだ実現していない。国際人権法に関する教育・研修は、国家機関・国民において不十分である。女性差別・婚外子差別の民放規定の改定は、法案の提出がない。男女共同参画のための法的措置の導入がない。人種差別・外国人差別の禁止に関する法整備は進んでいない。などなどが現状なのである。

受け容れた勧告の実施・実現のためには、何が必要なのだろうか。日本国政府は、「国際社会がグローバル化や環境の変化によって新たな課題に直面しており、日本は国連、地域社会、各国政府及び市民社会と緊密に協力し、国際社会における人権にとってより良い結果に到達できるよう貢献を継続するつもりである」と述べている。日本のNPOも述べているように「勧告の受け入れの困難については、その原因を探り、類似の問題を克服した他国の経験に学び、国連人権高等弁務官事務所その他の機関から専門的な支援を受けるなど」の勧告の実現に向けた対話と協議の過程を構築することが課題となるだろう。つまり日本国政府と市民社会との対話の実践の検討が必要になるだろう。勧告の実現のためには、国際社会の政府間および政府と国際機関そして、政府と市民社会(NGO)の間の継続的な「対話」の過程が必要だろう。勧告の実現のためには、各国政府と市民社会(NGO)の対話の促進が必要であり、そのためには日本国政府代表と国内・国際NGOのスタッフとの対話セッションの場の構築が必要となるだろう。

UPRは、政府報告書の作成過程において政府がNGOと協議することを奨励している。そして日本国政府は、「UPR審査のフォローアップを市民社会との対話で実現する」勧告を受け入れている。確かに日本国政府は、UPR報告に関して、市民社会との「協議」を行ったが、この協議は形式的なものに過ぎず、実質的な「対話」とは程遠いものであった。政府と市民社会の間の「協議」さらには「対話」の制度化(仕組の確立)が必要なのである。勧告のフォローアップのためには、定期的に設定

国連人権理事会の普遍的定期的審査制度から見た日本国政府の人権政策の趨勢について

された対話の場があるべきで、実効的な政府代表(外務省)(法務省)との対話のメカニズムの構築があるべきである<sup>54</sup>。

【付記】本稿は 2017 年度学長調整金(研究支援)による研究成果の一部である。

【注】(以下の website のすべては 2017/11/1 閲覧である。)

- 1 <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/AboutCouncil.aspx>  
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ 国際連合人権理事会](https://ja.wikipedia.org/wiki/国際連合人権理事会)  
[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr\\_bodies/hr\\_council/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/hr_council/)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/)
- 2 <http://www.ohchr.org/EN/Pages/Home.aspx>  
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ 国際連合人権高等弁務官事務所](https://ja.wikipedia.org/wiki/国際連合人権高等弁務官事務所)  
[http://www.unic.or.jp/info/un\\_un\\_organization/secretariat/departments\\_offices/ohchr/](http://www.unic.or.jp/info/un_un_organization/secretariat/departments_offices/ohchr/)  
[http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan\\_ohchr.html](http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_ohchr.html)
- 3 <http://www.ohchr.org/EN/NewYork/Pages/MainstreamingHR.aspx>  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>
- 4 <http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/317151/wien-sengen-koudoukeikaku.pdf>  
<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/Vienna.aspx>  
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ ウィーン宣言及び行動計画](https://ja.wikipedia.org/wiki/ウィーン宣言及び行動計画)  
<http://undocs.org/A/CONF.157/23>  
<http://www.un-documents.net/ac157-23.htm>  
第 1 部[人権問題に関する原則]第 5 節[人権の普遍性、不可分性と相互依存性]  
「すべての人権は普遍的・不可分的・相互依存的・相互関係的である。国際社会は、地球規模で、公平で平等な仕方、同じ条件で、同じ重点を置いて、人権を扱わなければならない。国家的・地域的な特異点やさまざまな歴史的・文化的・宗教的背景の意義は、心に留めておかななければならないが一方で、すべての人権と基本的自由を促進し擁護することは、その政治的・経済的・文化的制度にかかわらず、諸国家の義務である。」
- 5 a report of the Secretary-General ‘Renewing the UN: a program for reform.’  
<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/SGE%20A-1997-51-950.PDF>
- 6 <http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm>  
[http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/1360/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1360/)
- 7 (A/59/2005)  
[http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/968/?lang=en](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/968/?lang=en)  
[http://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/ga/reports2/3387/](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/ga/reports2/3387/)  
[http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/968/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/968/)  
1 はじめに : B. より大きな自由 : 安全保障、開発、人権  
「より大きな自由という概念にはまた、安全保障、開発、人権が三位一体であるという考え方も内包している。  
安全保障、開発、人権はいずれも不可欠だけでなく、お互いを補強する存在でもある。

安全保障なしに開発はありえず、開発なしに安全保障は享受できないばかりが、人権の尊重がなければ、そのどちらも手に入らない。この3つの目標すべてに向かって進まなければ、どれも達成することはできないのである。」

IV. 尊厳をもって生きる自由 : B. 人権

「人権の「主流化(メインストリーミング)」という理念に対する関心は、近年になって高まってはいるものの、重要な政策決定や資源配分決定に十分に反映されるようになったとはいえない。」  
提案の詳しい説明 (A/59/2005/Add.1)

<http://www.refworld.org/docid/4a54bbfad.html>

8 <https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section2/2005/03/post-55.html>

9 [http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A\\_RES\\_60\\_1.pdf](http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_60_1.pdf)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/050916\\_seika.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/050916_seika.pdf)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/050916\\_point.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/050916_point.html)

10 A/60/L.48

<http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/60/L.48>

<http://undocs.org/A/60/L.48>

11 国連プレスリリース 06年3月15日(英語)

<https://www.un.org/press/en/2006/ga10449.doc.htm>

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section2/2006/03/post-105.html>

12 国連人権委員会

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CHR/Pages/CommissionOnHumanRights.aspx>

[https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_Commission\\_on\\_Human\\_Rights](https://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_Commission_on_Human_Rights)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/国際連合人権委員会>

13 国連憲章

<http://www.un.org/en/charter-united-nations/index.html>

[http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text\\_japanese/](http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/)

<http://www.unic.or.jp/info/un/charter/>

14 国連憲章第1条における国連の目的

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧のため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
3. 経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性別、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。
4. これらの共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和するための中心となること。

15 経済社会理事会

<http://www.un.org/en/ecosoc/about/>

[https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_Economic\\_and\\_Social\\_Council](https://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_Economic_and_Social_Council)

[http://www.unicef.org/info/un\\_un\\_organization/ecosoc/](http://www.unicef.org/info/un_un_organization/ecosoc/)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/国際連合経済社会理事会>

16 国連の機構

[http://www.unicef.org/info/un\\_un\\_organization/](http://www.unicef.org/info/un_un_organization/)

<http://www.unicef.org/files/organize.pdf>

<https://ja.wikipedia.org/wiki/国際連合機関>

17 世界人権宣言(人権の普遍宣言)

<http://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/>

[https://en.wikipedia.org/wiki/Universal\\_Declaration\\_of\\_Human\\_Rights](https://en.wikipedia.org/wiki/Universal_Declaration_of_Human_Rights)

<http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/SearchByLang.aspx>

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html) (世界人権宣言(仮訳文))

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>

<https://ja.wikipedia.org/wiki/世界人権宣言>

18 国連人権規約

国際人権規約には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR、社会権規約)と市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR、自由権規約)ならびに自由権規約選択議定書(OP-ICCPR)という3条約の形式がある。

<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CCPR.aspx>

<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx>

<http://www.un-documents.net/a38r116.htm>

[https://en.wikipedia.org/wiki/International\\_Covenant\\_on\\_Civil\\_and\\_Political\\_Rights](https://en.wikipedia.org/wiki/International_Covenant_on_Civil_and_Political_Rights)

[https://en.wikipedia.org/wiki/International\\_Covenant\\_on\\_Economic,\\_Social\\_and\\_Cultural\\_Rights](https://en.wikipedia.org/wiki/International_Covenant_on_Economic,_Social_and_Cultural_Rights)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html>

<https://ja.wikipedia.org/wiki/国際人権規約>

19 [https://en.wikipedia.org/wiki/Navi\\_Pillay](https://en.wikipedia.org/wiki/Navi_Pillay)

[http://www.unicef.org/activities/international\\_observances/un70/un\\_chronicle/pillay/](http://www.unicef.org/activities/international_observances/un70/un_chronicle/pillay/)

20 [https://en.wikipedia.org/wiki/Prince\\_Zeid\\_bin\\_Ra%27ad](https://en.wikipedia.org/wiki/Prince_Zeid_bin_Ra%27ad)

21 <https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2006/05/post-217.html>

立松美也子 2006、木村徹也 2006 参照。

[https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_Human\\_Rights\\_Council](https://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_Human_Rights_Council)

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section2/2006/03/post-105.html>

22 「2013 - 2015 人権理事会選挙における日本の自発的誓約」

世界の人権保護促進への日本の貢献(骨子)H23.9.30

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/koken.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/koken.html)

Japan's Human Rights Commitments and Pledges

(Candidature for HRC membership 2013 - 2015)

<http://www.mofa.go.jp/policy/human/pledge1109.html>

23 2016 年人権理事会理事国選挙における日本の自発的誓約(PDF)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000175307.pdf>

- 24 A/HRC/RES/5/1 (5/1. Institution-building of the United Nations Human Rights Council)「国連人権理事会の制度構築」  
<http://www.refworld.org/docid/4ae9acbbd.html>  
[http://www.unic.or.jp/files/5\\_1.pdf](http://www.unic.or.jp/files/5_1.pdf)  
[http://www.unic.or.jp/files/6\\_102.pdf](http://www.unic.or.jp/files/6_102.pdf)(人権理事会決議 5/1 のフォローアップ)
- 25 UPR (普遍的・定期的審査)  
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/UPRMain.aspx>  
[https://en.wikipedia.org/wiki/Universal\\_Periodic\\_Review](https://en.wikipedia.org/wiki/Universal_Periodic_Review)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/upr\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html)  
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/upr.html>
- 26 「国連人権理事会の制度構築」普遍的定期的審査手続 A/HRC/Res/5/1  
[http://www.unic.or.jp/files/5\\_1.pdf](http://www.unic.or.jp/files/5_1.pdf)  
<http://www.refworld.org/docid/4ae9acbbd.html>  
<http://ci.nii.ac.jp/els/contents110007058191.pdf?id=ART0008988715>
- 27 主要な人権条約は、国際人権規約(社会権規約、自由権規約)・女子差別撤廃条約・子どもの権利条約・人種差別撤廃条約・拷問等禁止条約・強制失踪条約・移住労働者権利条約・障害者権利条約である。
- 28 [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/upr/data/upr\\_gaiyou.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/upr_gaiyou.pdf)
- 29 「国連人権理事会 UPR の具体的な流れ」  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/upr/data/upr\\_nagare.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/upr_nagare.pdf)
- 30 [http://ap.ohchr.org/documents/dpage\\_e.aspx?si=A/HRC/RES/5/1](http://ap.ohchr.org/documents/dpage_e.aspx?si=A/HRC/RES/5/1)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/upr\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html)  
[http://ap.ohchr.org/documents/E/HRC/decisions/A\\_HRC\\_DEC\\_6\\_102.pdf](http://ap.ohchr.org/documents/E/HRC/decisions/A_HRC_DEC_6_102.pdf)
- 31 A Practical Guide for Civil Society UPR  
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Documents/PracticalGuideCivilSociety.pdf>
- 32 日本はこれまで、2008年と2012年に2回、UPR 審査を受けた。第3回審査は、2017年11月4日に実施される予定である。NGOなどの市民社会組織も、国連に情報提供できる。  
technical guidelines for stakeholders submissions for the 3rd cycle
- 33 諮問委員会 (Advisory Committee)  
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/AdvisoryCommittee/Pages/AboutAC.aspx>  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/hrcac.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/hrcac.html)
- 34 人権理事会諮問委員会・委員リスト  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/hrcac\\_member.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/hrcac_member.pdf)
- 35 特別報告者 (Special Rapporteur)  
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>  
<http://www.unic.or.jp/glossary/?s=特別報告者>  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/国連特別報告者>  
[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr\\_bodies/special\\_procedures/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/)  
[https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_special\\_rapporteur](https://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_special_rapporteur)
- 36 <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>

- <http://www.ijrcenter.org/un-special-procedures/>
- 37 特別手続(Special Procedures)
- <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>
- <http://www.ijrcenter.org/un-special-procedures/>
- [https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights\\_country/special\\_procedures.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights_country/special_procedures.html)
- 38 UPR 第1回対日審査(2008年)
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/upr\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html)
- 39 UPR 第1回政府報告(A/HRC/WG.6/2/JPN/1)
- <http://www.mofa.go.jp/policy/human/report0803.pdf>
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_sh0803.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_sh0803.pdf)(仮訳)
- <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/130/54/PDF/G0813054.pdf?OpenElement>
- 40 作業部会報告書
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_sk0805e.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_sk0805e.pdf)
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_sk0805j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_sk0805j.pdf)(仮訳)
- OHCHR が作成した国連文書の要約
- [http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/JP/A\\_HRC\\_WG6\\_2\\_JPN\\_2\\_E.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/JP/A_HRC_WG6_2_JPN_2_E.pdf)
- <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/126/06/PDF/G0812606.pdf?OpenElement>
- OHCHR が作成した NGO からの情報の要約
- [http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/JP/Japan\\_summary\\_A\\_HRC\\_WG6\\_2\\_JPN\\_3.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/JP/Japan_summary_A_HRC_WG6_2_JPN_3.pdf)
- <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/126/20/PDF/G0812620.pdf?OpenElement>
- <http://www.un.org/webcast/unhrc/archive.asp?go=080509#pm>
- 41 UPR の対日審査の作業部会についての傍聴報告
- <http://eritokyo.jp/independent/kaido-col0011.html>
- <https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2008/07/post-24.html>
- 42 人権理事会本会合の結果文書
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_skt0808e.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_skt0808e.pdf)
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_skt0808j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_skt0808j.pdf)(仮訳)
- 43 フォローアップ
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_fu\\_1103\\_en.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_fu_1103_en.pdf)
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_fu\\_1103\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_fu_1103_jp.pdf)(仮訳)
- 44 第1部 我が国の法制度、締結済みの人権条約
1. 我が国の法制度 (1) 政治的枠組み (2) 立法機関 (3) 行政機関 (4) 司法機関
  2. 人権擁護局の組織概要 3. 各人権条約の締結状況
- 第2部 人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項
1. 人権保護の促進に向けた一般的取組、2. 司法制度の拡充、3. 刑事司法手続における人権保護、4. 外国人の人権保護、5. 女性の人権保護、6. 児童の人権保護、7. 障害者の人権保護、8. 高齢者の人権保護、9. IT 社会における人権侵害、10. ハンセン病について、11. 犯罪被害者の人権保護、12. 社会的権利の保護
- 第3部 今後の課題・問題点及びそれに対する対応
1. 障害者権利条約、強制失踪条約の早期締結、2. 国内人権擁護機構の設置

## 第4部 UPR 審査に向けた準備プロセス

1. 人権条約に関する NGO との意見交換会の開催、2. 報告書作成にあたって実施した意見聴取

- 45 <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/080613.pdf>  
(注 46 の結果文書の「II . 結論及び／又は勧告、を参照。）」
- 46 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr\\_skt0808j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_skt0808j.pdf)
- 47 UPR 第2回政府報告(A/HRC/WG.6/14/JPN/3)  
[http://www.mofa.go.jp/policy/human/pdfs/report\\_upr\\_1207\\_en.pdf](http://www.mofa.go.jp/policy/human/pdfs/report_upr_1207_en.pdf)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/report\\_upr\\_1207\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/report_upr_1207_jp.pdf)(仮訳)  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G12/155/80/PDF/G1215580.pdf?OpenElement>
- 48 作業部会報告書(A/HRC/22/14)  
[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session22/AHRC2214\\_English.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session22/AHRC2214_English.pdf)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr2\\_kekka.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_kekka.pdf)(仮訳)  
OHCHR が作成した国連文書の要約  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G12/159/41/PDF/G1215941.pdf?OpenElement>  
OHCHR が作成した NGO からの情報の要約  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G12/155/80/PDF/G1215580.pdf?OpenElement>
- 49 人権理事会本会合の結果文書(A/HRC/22/14/Add.1)  
[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session22/A-HRC-14-Add1\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session22/A-HRC-14-Add1_en.pdf)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr2\\_taiou.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_taiou.pdf)(仮訳)
- 50 フォローアップ  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225031.pdf>  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225032.pdf>(仮訳)
- 51 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000297413.pdf>
- 52 UPR 第二回日本審査フォローアップ、参照。  
5. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)第4条(a)(b)に対する留保に関し、前回報告後の事情を踏まえても、右留保を撤回し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで人種差別思想の流布等に対し処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。
- 53 UPR 第3回政府報告  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000297319.pdf>  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000297320.pdf>(仮訳)  
別添  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000297412.pdf>  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000297413.pdf>(仮訳)  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/255/92/PDF/G1725592.pdf?OpenElement>  
OHCHR が作成した国連文書の要約  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/257/44/PDF/G1725744.pdf?OpenElement>

OHCHR が作成した NGO からの情報の要約 (A/HRC/WG.6/28/JPN/3)

<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/245/42/PDF/G1724542.pdf?OpenElement>

- 54 「日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式についての日弁連意見書(第8回人権理事会提出)」日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式 (10) 参照。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/upr/data/jinken\\_riji\\_08\\_ja.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/jinken_riji_08_ja.pdf)  
(A/HRC/8/NGO/17)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/upr/data/jinken\\_riji\\_08\\_en.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/jinken_riji_08_en.pdf)  
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/upr.html>)

### 【参考文献】

上田秀明「人権理事会 UPR 日本審査」『産大法学』V.47,N.1 (2013)、pp.87-100.

[https://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/942/1/SLR\\_47\\_1\\_100.pdf](https://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/942/1/SLR_47_1_100.pdf)

木村徹也「人権理事会の創設」『国際人権』No.17.(2006)、pp.103-105.

立松美也子「国連人権理事会の成立」『山形大学紀要(社会科学)』第37巻第2号、(2006)、pp.87-104.

<http://www2.lib.yamagata-u.ac.jp/kiyou/kiyous/kiyous-37-2/image/kiyous-37-2-087to104.pdf>

西井正弘「国連人権理事会普遍的定期審査(UPR)の実態—トルコの第1回審査を中心に—」『大阪女学院大学紀要』11号(2014)、pp.45-63.

[http://ir-lib.wilmina.ac.jp/dspace/bitstream/10775/3142/1/B\\_03\\_西井.pdf](http://ir-lib.wilmina.ac.jp/dspace/bitstream/10775/3142/1/B_03_西井.pdf)

日本弁護士連合会 編『国際社会が共有する人権と日本：国連人権理事会 UPR 日本審査 2008』(世界人権問題叢書)(世界人類問題叢書)明石書店、2008

戸塚悦朗『国連人権理事会—その創造と展開』日本評論社、2009

反差別国際運動日本委員会『国連と日本の人権 NGO から見た普遍的定期審査』(現代世界と人権)解放出版社、2009